



介護保険ガイド

介護保険広報シリーズ⑬

介護保険料について

今回は、7月に決定される65歳以上の方の介護保険料についてご説明します。

65歳以上の方(第1号被保険者)の介護保険料は、6月に決定される住民税の課税状況や所得などによって下記のように6段階に分けられます。

(平成18年度から、65歳以上の方で前年の合計所得金額が125万円以下の方への住民税非課税措置が廃止となった関係で、介護保険料の急激な値上がりを少なくするため、平成18・19年度は税制改正に伴う激変緩和措置を設けています。)

	所得段階	介護保険料	激変緩和措置対象者
平成19年度介護保険料年額	<第1段階> ●生活保護を受けている方 ●世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金を受けている方	21,700円/年 (基準額×0.5)	①平成17年1月1日現在65歳以上で、前年の合計所得金額が125万円以下の場合(第5段階) ②本人は住民税非課税で、同じ世帯に上記①以外の住民税課税者がいない場合(第4段階)
	<第2段階> ●世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	21,700円/年 (基準額×0.5)	
	<第3段階> ●世帯全員が住民税非課税で、第2段階以外の方	32,600円/年 (基準額×0.75)	
	<第4段階> ●世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税の方	43,500円/年 (基準額) 激変緩和措置あり	1→4 36,200円/年 2→4 36,200円/年 3→4 39,900円/年
	<第5段階> ●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が200万円未満の方	54,400円/年 (基準額×1.25) 激変緩和措置あり	1→5 43,500円/年 2→5 43,500円/年 3→5 47,100円/年 4→5 50,700円/年
	<第6段階> ●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上の方	65,200円/年 (基準額×1.5)	

介護保険料の納付方法には、「特別徴収」と「普通徴収」があります。

	特別徴収(年金天引き)	普通徴収(納付書払い、口座振替)
納付方法	平成19年4月1日現在、65歳以上の老齢(退職)・障害・遺族年金受給者で年金の受給額が年額18万円(月額15,000円)以上の方	特別徴収以外の方 ●年金の受給額が年額18万円未満の方 ●年度途中で65歳になった方 ●年度途中で他市町村から転入した方 ●年度途中で年金受給者になった方 など
	※年度途中で65歳に到達、転入、年金受給者になった方などは、最初は普通徴収ですが、約半年～1年後に特別徴収に切り替わります。	

納期	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
特別徴収	●		●		●		●		●		●	
	仮徴収(前年度の保険料額を参考に決定)						本徴収					
普通徴収				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期
				●	●	●	●	●	●	●	●	●

※介護保険料は必ず納付期限内にお納め下さい。

○お問い合わせ 大方総合支所 健康福祉課 介護保険係 ☎43-2116(直通)
佐賀総合支所 健康福祉課 保険福祉係 ☎55-3112(直通)